

改正 令和 7 年 5 月 2 9 日 原規総発第 2505298 号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 9 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部を改正する規程

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第 1311275 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 4 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 6 月 6 日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【発電用原子炉の規制】				【発電用原子炉の規制】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項	(略)	(略)	(略)	第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項	(略)	(略)	(略)
	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項及び第 4 3 条の 3 の 3 5 第 2 項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の変更の認可	(略)	6 月（発電用原子炉施設の増設の場合及び実用炉規則第 9 2 条第 2 項に規定する場合以外は 3 月）		発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項及び第 4 3 条の 3 の 3 5 第 2 項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の変更の認可	(略)	6 月（発電用原子炉施設の増設及び実用炉規則第 9 2 条第 2 項各号に掲げる場合以外は 3 月）

(略)	(略)	(略)
発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の変更の認可	(略)	6月（発電用原子炉施設の増設の場合及び実用炉規則第92条第2項に規定する場合以外は3月）
(略)	(略)	(略)
発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における	(略)	6月（発電用原子炉施設の増設の場合以外は3月）

(略)	(略)	(略)
発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の変更の認可	(略)	6月（発電用原子炉施設の増設及び実用炉規則第92条第2項各号に掲げる場合以外は3月）
(略)	(略)	(略)
発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における	(略)	6月（発電用原子炉施設の増設及び研開炉規則第87条第2項各号に掲

	廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更の認可				廃止措置計画の認可を受けた者を除く。)が定めた保安規定の変更の認可		<u>げる場合</u> 以外は3月)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更の認可	(略)	6月(発電用原子炉施設の増設の場合以外は3月)		発電用原子炉設置者(研究開発段階炉に係るものに限り、第43条の3の34第2項及び第43条の3の35第2項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。)が定めた保安規定の変更の認可	(略)	6月(発電用原子炉施設の増設及び研開炉規則第87条第2項各号に掲げる場合以外は3月)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)